

令和6年4月農業委員会総会議事録

令和6年4月24日午後2時00分、令和6年4月農業委員会総会を弘前パークホテル4階「ラ・メエラ」に招集する。

出席委員 26名

1番	金田 公隆	委員	2番	藤田 善明	委員	3番	岩谷 裕子	委員
4番	佐藤 修司	委員	5番	川村 陽彦	委員	6番	須藤 秀人	委員
7番	種澤 達也	委員	8番	町田 高司	委員	9番	石岡千鶴子	委員
10番	三上 浩太	委員	11番	小林 政貴	委員	12番	小田桐 明	委員
13番	石岡 人志	委員	14番	福士 章逸	委員	15番	小嶋 勇成	委員
16番	木村 芳文	委員	17番	平井 秀樹	委員	18番	成田 繁則	委員
19番	佐藤 剛郎	委員	20番	大湯茂八郎	委員	21番	戸澤 幸彦	委員
22番	高橋 貴志	委員	23番	田村眞裕美	委員	24番	成田 毅	委員
25番	朧森 弘義	委員	26番	前田 優考	委員			

欠席委員 0名

出席事務局 7名

事務局長	蒔苗 元	事務局次長	佐藤 祝幸
事務局農地調整係長	曾根奈美子	事務局総括主幹兼総務係長	高橋 貢
事務局主幹兼農地利用促進係長	藤田智恵子	事務局岩木分室長	細川 博
事務局相馬分室長	田澤 千佳		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第17号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第18号	農地転用許可に係る意見について
議案第19号	農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第20号	農用地利用集積計画の決定について
議案第21号	農用地利用集積計画策定の要請について
報告第11号	農地法第3条の許可取消について
報告第12号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第13号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第14号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

- 事務局次長 ただいまから令和6年4月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。
- 会 長 【挨拶及び諸般の報告（省略）】
- 事務局次長 それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしく願いいたします。
- 議 長 議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ただいまの出席者数は26名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
- 次第の3、議事録署名者を私から指名いたします。16番木村芳文委員、17番平井秀樹委員、19番佐藤剛郎委員、以上3委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の曾根奈美子係長を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。
- それでは、次第の4、議事に入ります。
- 議案第17号を議題といたします。議案第17号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。
- 事務局次長 1ページをお開き願います。
- 議案第17号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田3件8,032㎡、畑11件41,134㎡、合計14件49,166㎡であります。また、使用収益権関係では、田34件153,614㎡、畑24件109,591㎡、合計58件263,205㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
- 議 長 事前調査会の報告をお願いします。
- 調査委員長 本日の、総会に提案されている議案について、去る4月12日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、須藤秀人委員、種澤達也委員、それに私、木村であります。まず、3条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。3ページをお開きください。所有権関係、受付番号3番について申し上げます。譲受人は、3年程前から、友人が所有する農地で、りんごの一連の農作業に携わっておりましたが、今後、自身で農業経営したいと思うようになり、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は知人の指導の下、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。5ページをお開きください。所有権関係、受付番号7番について申し上げます。譲受人は、これまで、申請地にて草刈り等の管理を行っておりましたが、今後は自身で申請地を整備し、耕作するため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は知人の指導の下、きゅうりやトマト等、自家消費用の野菜を栽培することから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。6ページをお開きください。所有権関係、受付番号12番について申し上げます。譲受人は、実家が農家であり、両親とともに、りんごの一連の農作業に携わっておりましたが、今後、自身で農業経営したいと思うようになり、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は両親の指導の下、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はない

調査委員長

と判断しました。14 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 19 番について申し上げます。借受人は、実家が農家であり、両親とともに、りんごや野菜の一連の農作業にこれまでも携わっており、又、農業大学卒業後、りんご協会に 17 年間勤めましたが、主たる耕作者である母が高齢になったため、農地を引き継ぐことを決め、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も同様にしてりんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。15 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 20 番について申し上げます。借受人は、7 年程前から、友人が所有する農地でシャインマスカット、水稻、りんご等の一連の農作業にも携わっていましたが、今後は、自身で農業経営したいと思うようになり、今回、農地の流動化情報を活用し農地を譲り受ける見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は友人の指導の下、シャインマスカットを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議 長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

佐藤修司委員

<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

(佐藤修司委員退席)

議 長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 13 ページ、使用収益権関係、受付番号 16 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

使用収益権関係、受付番号 16 番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないものと認め、議案第 17 号のうち、使用収益権関係、受付番号 16 番については、許可することに決定いたします。佐藤委員の着席をお願いします。

(佐藤修司委員着席)

前田優考委員

<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

(前田優考委員退席)

議 長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 29 ページ、使用収益権関係、受付番号 55 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

使用収益権関係、受付番号 55 番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

- (異議なし)
- 議長 異議ないものと認め、議案第 17 号のうち、使用収益権関係、受付番号 55 番については、許可することに決定いたします。前田委員の着席をお願いします。
- (前田優考委員着席)
- 議長 それでは、使用収益権関係、受付番号 16 番及び、受付番号 55 番を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。
- (なし)
- 議長 使用収益権関係、受付番号 16 番及び、受付番号 55 番を除く申請については、委員会報告のとおり決定して、御異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議長 異議ないものと認め、議案第 17 号のうち、使用収益権関係、受付番号 16 番及び、受付番号 55 番を除く申請については、許可することに決定いたします。
次に、議案第 18 号を議題といたします。議案第 18 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
- 事務局次長 33 ページをお開き願います。
議案第 18 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、田 1 件 663 m²、畑 1 件 237.48 m²、合計 2 件 900.48 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
- 議長 事前調査会の報告をお願いします。
- 調査委員長 はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。35 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 1 番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、「農用地利用計画において指定された用途に供する施設」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 2 番は、第 1 種農地で原則不許可となる農地区分ではありますが、不許可の例外となる「農業用施設」であることから転用許可基準を満たすものであります。また、いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
- 議長 現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
- (なし)
- 議長 それでは、議案第 18 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
- (なし)

議 長 議案第 18 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、議案第 18 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 19 号を議題といたします。議案第 19 号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 37 ページをお開き願います。議案第 19 号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が田 2 件 916 ㎡、畑 2 件 506 ㎡、合計 4 件 1,422 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 1 件 5,138.56 ㎡、畑 2 件 7,331.3 ㎡、合計 3 件 12,469.86 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長 事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長 はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。39 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号 1 番及び 2 番は、農地区分が第 1 種農地で原則不許可となる農地区分ではありますが、不許可の例外となる「集落に接続して設置する住宅」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 3 番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、「農用地利用計画において指定された用途に供する施設」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 4 番は、農地区分が第 1 種農地で原則不許可となる農地区分ではありますが、不許可の例外となる「周辺居住者の施設等で集落に接続して設置するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。使用収益権関係、受付番号 1 番は、農地区分が農用地区域内農地及び第 1 種農地で、原則不許可となる農地区分ですが、仮設道路及び作業ヤードとして一時的な利用に供することから、不許可の例外に該当し、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 2 番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、資材置場及び駐車場として一時的な利用に供することから、不許可の例外に該当し、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 3 番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、農業用資材置場及び駐車場として一時的な利用に供することから、不許可の例外に該当し、転用許可基準を満たすものであります。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積について事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議 長 現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

議 長 それでは、議案第 19 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

	(な し)
議 長	議案第 19 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 19 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。 次に、議案第 20 号を議題といたします。議案第 20 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	45 ページをお開き願います。議案第 20 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。 提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき農用地の利用権設定等促進事業等に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が田 5 件 40,081 ㎡、畑 9 件 35,538 ㎡、合計 14 件 75,619 ㎡であります。また、使用収益権関係が、田 4 件 11,522 ㎡、畑 1 件 9,863 ㎡、合計 5 件 21,385 ㎡で農地中間管理事業に関するものです。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。51 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 1 番から 52 ページ、受付番号 5 番については、農地中間管理事業の実施に関して農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。52 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 2 番から 53 ページ、受付番号 5 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項により、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。
石岡人志委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり> (石岡人志委員退席)
議 長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 53 ページ、使用収益権関係、受付番号 5 番について審議願います。御質問等ございませんか。
	(な し)
議 長	議案第 20 号のうち、使用収益権関係、受付番号 5 番について、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 20 号のうち、使用収益権関係、受付番号 5 番については、委員会報告のとおり決定いたします。石岡人志委員の着席をお願いします。
	(石岡人志委員着席)
議長	それでは、議案第 20 号のうち、使用収益権関係、受付番号 5 番を除く計画案についてご審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 20 号のうち、使用収益権関係、受付番号 5 番を除く計画案については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 20 号のうち、使用収益権関係、受付番号 5 番を除く計画案については、委員会報告のとおり決定いたします。 次に、議案第 21 号を議題といたします。議案第 21 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	55 ページをお開き願います。議案第 21 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 2 項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 6 件 10,315 ㎡、畑 15 件 76,282.20 ㎡、合計 21 件 86,597.20 ㎡であります。また、使用収益権関係が、田 2 件 8,362 ㎡、畑 5 件 54,911 ㎡、合計 7 件 63,273 ㎡で農地中間管理事業に関するものです。今回提出されました 28 件につきましては、所有者等からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 21 件、貸借 7 件が整ったものであります。64 ページをお開き願います。使用収益権関係、受付番号 1 番から 67 ページ受付番号 7 番については、農地中間管理事業の実施に関して、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。62 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 19 番から 63 ページ受付番号 21 番及び 66 ページ使用収益権関係、受付番号 6 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たすものであります。なお、67 ページ使用収益権関係、受付番号 7 番については、一般法人による賃借権の設定であります。計画策定の要件である改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項 3 号の各要件を満たすものであります。以上であります。
議長	利用調整をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
小嶋勇成委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

佐藤剛郎委員

<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

(小嶋勇成委員、佐藤剛郎委員退席)

議 長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 66 ページ使用収益権関係、受付番号 6 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

議案第 21 号のうち、使用収益権関係、受付番号 6 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議がないものと認め、議案第 21 号のうち、使用収益権関係、受付番号 6 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。小嶋勇成委員、佐藤剛郎委員の着席をお願いします。

(小嶋勇成委員、佐藤剛郎委員着席)

議 長

それでは、議案第 21 号のうち、使用収益権関係、受付番号 6 番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

議案第 21 号のうち、使用収益権関係、受付番号 6 番を除く計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議がないものと認め、議案第 21 号のうち、使用収益権関係、受付番号 6 番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。
次に、報告事項に入ります。報告第 11 号「農地法第 3 条の許可取消について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

69 ページをお開き願います。報告第 11 号は、「農地法第 3 条の許可取消について」であります。農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告するものであります。会議に報告されました件数と面積は、畑 2 件 8,998 ㎡であります。なお、取消理由につきましては、71 ページの取消理由欄に記載のとおりであり、当事者連名による許可取消願が提出されたものです。以上であります。

議 長

報告第 11 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

次に、報告第 12 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

73 ページをお開き願います。報告第 12 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。

- 事務局次長 今会議に報告されました件数と面積は、田 7 件 67,951 m²、畑 27 件 250,477 m²、合計 34 件 318,428 m² であります。なお、届出理由につきましては、75 ページから 79 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
- 議 長 報告第 12 号について、御質問等ございませんか。
- (な し)
- 議 長 次に、報告第 13 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。
- 事務局次長 81 ページをお開き願います。報告第 13 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 10 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、5 条関係が畑 1 件 585 m²であります。なお、届出理由につきましては、83 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
- 議 長 報告第 13 号について、御質問等ございませんか。
- (な し)
- 議 長 次に、報告第 14 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
- 事務局次長 85 ページをお開き願います。報告第 14 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 6 件 56,665 m²、畑 2 件 4,341.20 m²、合計 8 件 61,006.20 m² であります。なお、解約理由につきましては、87 ページから 88 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
- 議 長 報告第 14 号について、御質問等ございませんか。
- (な し)
- 議 長 これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[閉会時刻：14 時 51 分]